

第12回
民事判決情報データベース化検討会
事務局作成資料
(令和5年12月8日)

これまでの会議の経過と本日の会議の内容

○ これまでの会議の経過

- 第1～4回：有識者ヒアリング等を実施した上、今後の検討方針について確認
- 第5回：有識者ヒアリング（日弁連法務研究財団等）
- 第6回：財団実証実験に関する補足説明・第4回会議の積み残し
- 第7回：適切な仮名処理の在り方等
- 第8回：取得する民事判決情報の範囲、情報管理機関の適格性等
- 第9回：利活用に関する規律の在り方等について
- 第10回：適切な仮名処理の在り方等
- 第11回：取得する民事判決情報の範囲等

○ 本日の会議の内容

- ・ 情報管理機関に対する監督等の在り方
- ・ 民事裁判情報の提供の在り方

第1 情報管理機関に対する監督等の在り方

論点1 情報管理機関の適格性を担保するための仕組みについて

論点2 情報管理機関に対する監督の在り方について

第2 民事裁判情報の提供の在り方

論点3 民事裁判情報の提供を行う具体的態様について

第1 情報管理機関に対する監督等の在り方

論点1 情報管理機関の適格性を担保するためには、一定の要件を定め、これを満たす者に限って業務を行わせる仕組みを設けることが考えられるが、こうした仕組みを設けるとして、情報管理機関を一つに限ることの当否についてどのように考えるか。

第1 情報管理機関に対する監督等の在り方

論点1 (論点の説明要旨)

- 情報管理機関は、裁判所から民事裁判情報を網羅的に取得し、適切な仮名処理を実施し、利用者に対して公平に提供しつつ、適切な安全管理措置を実施するとともに、必要に応じて事後的な措置を行うことが求められる。
こうした業務を適確かつ円滑に行うためには、仮名処理を行うためのシステムや情報漏えい等を防止するためのセキュリティを備えたシステムを整備するとともに適切に運用するための体制が整備されていなければならない。また、利用者に対する提供料金はできる限り低廉なものとするのが期待され、上記業務は営利を目的とせずに行われることが望ましい。
そこで、情報管理機関に求められるこのような適格性を担保するため、一定の要件を定め、これを満たす者を監督官庁が情報管理機関として指定するなどの仕組みを設ける必要があると考えられる。
- このような仕組みを設ける場合、①適格性を担保するための要件を満たすことが確認された場合に情報管理機関として認証等を与える方法と、②当該要件を満たす情報管理機関を一つに限って指定する方法とが考えられる。
 - ・ このうち、適格性を担保するための要件を満たすことが確認された場合に情報管理機関として認証等を与える方法（上記①の方法）による場合には、複数の情報管理機関が併存し得ることになる。この場合、複数の情報管理機関による競争が生じることになるから、抽象的には提供料金の低廉化につながる可能性があるほか、一つの情報管理機関が事業を停止した場合に、他の情報管理機関による民事裁判情報の提供が継続されるという利点もあると考えられる。

第1 情報管理機関に対する監督等の在り方

論点1 (論点の説明要旨)

- 他方で、現状においても、民事裁判情報の提供主体がそれぞれに相応の費用と手間をかけて仮名処理を実施しているところ、それぞれの提供主体が同じような事務に費用と手間をかけている状況が、社会全体としてみた場合に極めて非効率的であり、IT化実現後に、データ化された民事裁判情報が大量に生成され蓄積されていく中で、大量の民事判決の利活用を念頭に置く場合には、かかる現状を改善する必要があるとの指摘があり（公益財団法人日弁連法務研究財団「民事判決情報のオープンデータ化に向けた取りまとめ」（令和3年3月25日））、このような現状に対する問題認識を背景として、民事裁判情報の提供の在り方を抜本的に見直すための検討に至った経緯を踏まえると、各地の裁判所で生成される民事裁判情報を集約して、包括的に仮名処理等の加工を行ったうえで、利用者に提供するための基幹データベースを構築することが望ましく、その場合に、情報管理機関は一つに限られることが望ましいようにも思われる。
- また、仮に複数の情報管理機関による競争が生じた場合、提供料金を低廉なものとするために、提供する民事裁判情報を限定する者や、仮名処理に要する人員を削減する者が現れる可能性も考えられるところである。また、複数の情報管理機関が同じ民事裁判情報を重複して管理することとなると、不正アクセス等による情報漏えい・拡散のリスクも高まると考えられる。加えて、仮名処理に関する事後的な是正の措置（第10回検討会の論点4、第11回検討会の論点3）が統一的行われなくなるほか、利用者・訴訟関係人にとって事後的な措置を求める相手方が不明確になったり、複数の情報管理機関に対して申出をしなければならなくなったりするという弊害も懸念されるところである。

第1 情報管理機関に対する監督等の在り方

論点1 (論点の説明要旨)

- 先に挙げた情報管理機関が複数併存することによる利点（複数の情報管理機関が競争することによる提供料金の低廉化、情報管理機関の事業停止時における情報提供業務の継続性）についても、情報管理機関を一つに限りつつ、他の方法により実現していくことも可能であると考えられる。すなわち、提供料金を低廉にするためには、情報管理機関において安価かつ安全な最新技術を活用することによる、提供に係る経費の低減化の検討や、利用者を増加させ、個別の利用者の負担額を低減する取組の検討等が行われることが望まれるほか、提供料金について業務規程の認可を通じた監督官庁の関与が考えられるところである。情報管理機関の事業停止についても、適切な承継の仕組み等を設けることにより、弊害を回避することが可能であると考えられる。

これらの点を考慮すると、可能であれば、情報管理機関は一元化するのが望ましいとも考えられるが、どうか。

第1 情報管理機関に対する監督等の在り方

論点1 (再掲)

論点1 情報管理機関の適格性を担保するためには、一定の要件を定め、これを満たす者に限って業務を行わせる仕組みを設けることが考えられるが、こうした仕組みを設けるとして、情報管理機関を一つに限ることの当否についてどのように考えるか。

第1 情報管理機関に対する監督等の在り方

論点2 情報管理機関の適切な業務遂行を確保するため、監督官庁による情報管理機関の監督が必要であると考えられるが、その監督の在り方についてどのように考えるべきか。

第1 情報管理機関に対する監督等の在り方

論点2 (論点の説明要旨)

○ 情報管理機関は、個人情報を含む膨大な量の民事裁判情報を取り扱うことになるとともに、利用者にとって基幹となるデータベースを構築することとなり、情報管理機関から提供される民事裁判情報は法律実務家を含む多様な者に利活用されることが想定されることから、情報管理機関の業務は適切かつ確実に遂行される必要がある。

こうした観点から、例えば、監督官庁において報告徴求及び検査並びに監督命令など必要な措置を講じることができるようにすることが考えられる。また、民事裁判情報の提供方法や管理方法等、具体的な業務については、業務規程に定められ、毎事業年度の業務実施計画書及び予算収支書に沿って実施されることが想定されることから、民事裁判情報の提供については、提供料金をできるだけ低廉なものにするとともに、民事裁判情報の適正な利活用が担保されるようなものとする必要があり、また、民事裁判情報の管理については、必要かつ適切な安全管理措置が講じられる必要があることから、業務規程、事業計画書及び予算収支書について、監督官庁による認可制とすることが考えられる。

監督官庁による情報管理機関に対する監督の在り方としては、以上のような方法によることが考えられるが、その他に留意すべき点としてどのようなものがあるか。【論点2-1】

第1 情報管理機関に対する監督等の在り方

論点2 (論点の説明要旨)

- 情報管理機関を監督すべき監督官庁については、本検討会においても様々な可能性が考えられる旨の意見があった。具体的には、民事裁判情報が裁判作用の結果として裁判所において生成される情報であることに着目して、その管理や提供の在り方を監督するのは裁判所が適切ではないかという意見、法人に対する適時適切な監督権限の行使という観点からは法務省その他の行政機関とするのが適切ではないかという意見、情報管理機関の業務内容を踏まえた上で立法政策としてどのような監督官庁がふさわしいかを検討するのが適切ではないかという意見等があった。

これらの意見を踏まえて検討すると、情報管理機関が提供する民事裁判情報については、個別の裁判例の先例性や社会的関心に着目してその内容を読み取るといった利用方法にとどまらず、社会全体におけるデジタル化を背景として、裁判情報全体について機械学習の素材として活用し、その傾向を分析するなどして、新たな価値の創造や新規産業の創出が期待されるものである。

こうした利活用の在り方を念頭に置き、先例性や社会的関心の有無にかかわらず、全ての民事裁判情報について利活用の前提となる仮名処理等の一定の加工を施した上で利用者に提供することは、必ずしも司法機関の事務になじむものとはいえず、むしろ、我が国の司法制度全体の充実・強化に資するものとして、行政機関のうち司法制度に関する企画及び立案を所掌事務とする法務省の事務になじむのではないかと考えられる。

また、一般に、法人の監督について、裁判所においてこれを実施することが不可能であると断言することはできないものの、中立公正であることが求められる司法機関の役割としては適切ではなく、むしろ行政機関においてこれを実施することが適切であるとも考えられる。

以上のことから、情報管理機関に対する監督は、法務省においてこれを実施するのが適切であると考えられるが、どうか。【論点2-2】

第1 情報管理機関に対する監督等の在り方

論点2 (再掲)

論点2 情報管理機関の適切な業務遂行を確保するため、監督官庁による情報管理機関の監督が必要であると考えられるが、その監督の在り方についてどのように考えるべきか。

論点2-1 監督官庁による情報管理機関に対する監督の在り方として留意すべき点としてはどのようなものがあるか。

論点2-2 情報管理機関に対する監督は、法務省においてこれを実施するのが適切であると考えられるが、どうか。

第2 民事裁判情報の提供の在り方

論点3 本検討会においては、民事裁判情報の提供の在り方について、基本的には、情報管理機関が、利用者との間の契約（提供契約）に基づき、継続的に提供していく方法や直近数年分の情報を提供する等方法、一定の網羅性が担保される方法により、有償で利用者に提供する方法を念頭に議論が進められてきた一方で、一般国民がこうした方法よりも容易に民事裁判情報にアクセスできるようにする必要があるとの意見もあった。整備する制度の趣旨に照らして、民事裁判情報の提供について、具体的にはどのような態様で行うべきか。

第2 民事裁判情報の提供の在り方

論点3 (論点の説明要旨)

○ 前提

- ・ 情報管理機関から民事裁判情報の提供を受ける利用者としては、判例雑誌の出版社や判例データベース会社のような民間事業者のほか、図書館、研究・教育機関、法律実務家、研究者、リーガルテック企業、その他の民間企業、行政機関など、様々な者が想定される。

民事裁判情報は、訴訟記録の閲覧を通じて何人でもアクセスできる情報であり、その提供により、国民に対する行動規範・紛争解決指針の提示にとどまらず、様々なデータとの組み合わせによる新たな価値の創造や新規産業の創出が期待されることからすれば、公共財ともいえるべきものであり、情報管理機関は、こうした様々な利用者に対して、公平に民事裁判情報を提供するのが望ましいと考えられる。

そうすると、情報管理機関は、民事裁判情報の提供を求める者に対して、特段の事情がない限り、これを提供するものとする必要があると考えられる。

- ・ もっとも、提供された民事裁判情報について、他の情報との組合せによって個人を特定した上で情報が流布されたり、一部の情報だけが流布されて誤解を招いたり、不適切な改ざんがされた情報が流布されたりした場合等、不適切な利用が行われた場合には、訴訟関係者の権利利益が侵害されるおそれがある。こうした不適切な利用を防止するためには、情報管理機関が利用者との間で提供契約を締結した上で不適切な利用を禁止するための契約上の義務を課し、違反した場合のサンクションとして提供契約の拒絶や解除を行うことを通じて、一定の規制を働かせることが必要であると考えられる。

また、情報管理機関が行う仮名処理や情報漏えい等に対する適切な安全管理措置を実施するためには、相応の費用を要することとなるから、民事裁判情報の提供は有償で行われることが想定される。

第2 民事裁判情報の提供の在り方

論点3 (論点の説明要旨)

○ 論点

- これまでの検討会における議論において、民事裁判情報の提供の在り方について、従来の提供方法を抜本的に見直し、基幹データベースを構築することとした意義については、個別の裁判例の内容分析にとどまらない裁判例全体の傾向分析や民事裁判情報を機械学習の素材として活用することによる高品質な法的サービスを実現することにあり、そのために、先例性や社会的関心があるとは限らないものを含めて基幹データベースに収録し、これらを提供すべきものとされた。この場合、基幹データベースの主たる利用者として想定されるのは、判例データベース会社や出版社等、全ての民事裁判情報を収集して独自の視点で先例性や社会的関心の有無を判断し、一定の価値を付加して二次的な利用者に提供する者や、裁判例全体の傾向分析等を行おうとする研究者等であると考えられる。こうした利用者のニーズに対応するため、情報管理機関は、継続的契約に基づいて全ての民事裁判情報を順次提供する方法や直近数年間に言い渡された全ての判決に係る民事裁判情報を提供する方法など、一定の網羅性が担保される方法による提供を行うことが考えられる。

第2 民事裁判情報の提供の在り方

論点3 (論点の説明要旨)

○ 論点

- これに対し、民事裁判情報の提供には司法の国民に対する透明性を向上させるなどの意義も存することからすると、より広く一般国民が容易に民事裁判情報にアクセスする方法を確保するのが望ましいとの意見も当然あり得る。そして、その一方法としては、一件ずつの提供を希望する者に対しても提供することが考えられるところである。

もっとも、前記のとおり、民事裁判情報の提供は、利用者との間で提供契約を締結した上で有償で行われることが想定されるから、情報管理機関が上記方法による提供を行う場合には、これに見合う決済システムの整備が必要となるところ、これには相応の費用を要することが指摘されており（公益財団法人日弁連法務研究財団「民事判決情報のオープンデータ化に向けた取りまとめ」（令和3年3月25日））、その費用を考慮して提供料金を設定しようとするれば必然的に利用料金は高額になることが想定される。

また、社会全体におけるデジタル化を背景として民事裁判情報の様々な利用方法を念頭に置く場合、その提供の形式は、CSVやXMLなど機械判読に適した方法とすることが期待されるところ、機械判読に適した形式の情報は、必ずしも個別の裁判例の分析検討に適した可読性のあるものとはいえない。一般国民は、自ずと情報管理機関の利用者から二次的に提供される情報等によって民事裁判情報にアクセスすることが想定されることから、情報管理機関においては、まずは上記主たる利用者として想定される者のニーズに応じた提供を実施することとした上で、将来的には、基幹データベースの運用状況を勘案して、可能であれば、上記一件ずつの提供を実施するなど、より広く一般国民が容易に民事裁判情報にアクセスする方法を確保していくことが考えられるところであるが、どうか。

第2 民事裁判情報の提供の在り方

論点3 (再掲)

論点3 本検討会においては、民事裁判情報の提供の在り方について、基本的には、情報管理機関が、利用者との間の契約（提供契約）に基づき、継続的に提供していく方法や直近数年分の情報を提供する等方法、一定の網羅性が担保される方法により、有償で利用者に提供する方法を念頭に議論が進められてきた一方で、一般国民がこうした方法よりも容易に民事裁判情報にアクセスできるようにする必要があるとの意見もあった。整備する制度の趣旨に照らして、民事裁判情報の提供について、具体的にはどのような態様で行うべきか。